

湯河原町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

令和8年 7 月 14 日

湯河原町長

内 藤 喜 文

湯河原町規則第 18 号

湯河原町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行
規則の一部を改正する規則

湯河原町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平
成17年湯河原町規則第23号）の一部を次のように改正する。

第14条の表 1 の項中「個人番号カードに記録された」を削り、「提示」の
次に「又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関
する法律（平成25年法律第27号）第18条の 2 第 6 項の規定による同法第 2 条
第 8 項に規定するカード代替電磁的記録の町長等への送信」を加え、同表 2
の項中「（平成25年法律第27号）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。